

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 木曾慎二
-

■コメント：

第16項(4)の適用のある「投資企業」の範囲に、投資対象先への投資をすることのみを目的とする会社等（いわゆる「SPV」）であって、第16項(4)尚書の「実質的な営業活動を行っている会社等」に該当する投資企業が直接又は間接に出資等をする会社等も含めるべきである。

ベンチャー・キャピタルやプライベート・エクイティ・ファンドなどの投資会社が実際に投資を行うに際しては、実体のある投資会社が自ら直接に投資対象先の株式等を保有するケースは稀であり、当該投資会社が当該投資対象先に対する投資のみを目的とするSPV（匿名組合・任意組合・有限責任事業組合・特定目的会社・パートナーシップ等）を組成し、投資会社が当該SPVに対して出資等をし、当該SPVが金融機関や当該投資会社が運用するファンド等からローンや出資等を受け入れ、当該SPVがこれらの調達資金をもって投資対象先の株式等を取得することが実務上一般的である。これは、いわゆるLBOによる買収資金調達やファンド等からの資金調達に際しては、このようなSPVを用いた投資ストラクチャーを用いることが法務・税務・経済的な観点等から安定的・効率的であることが主たる理由の一つである。

SPVは上述の通り投資対象先への投資のみを目的として組成された会社等である為、SPV固有の役員や物理的施設等を有していないとともに、複数の投資対象先への投資を行っていないケースが大半であることから、第16項(4)尚書の「実質的な営業活動を行っている会社等」に該当しないと解釈し得る。しかし、上述の通り、投資会社は資金調達の効率性等の見地から便宜的にSPVを用いた投資ストラクチャーを組成しているにすぎず、経済実態的には、実体のある投資会社が投資対象先の株式等を直接保有していることと同視し得ると考えられる。ここで、第16項(4)の適用に際し、この実体のある投資会社が投資対象先の株式を直接保有している場合には第16項(4)の適用があり、実体のある投資会社がSPVに対して出資等をして当該SPVが投資対象先株式を保有する場合には第16項(4)の適用がないのであれば、経済実態は同一であると考え得るにもかかわらず会計処理が異なる結果となり、投資者その他利害関係者の判断を著しく誤らせる虞があると考えられ適切ではない。従って、実体のある（第16項(4)尚書の「実質的な営業活動を行っている会社等」に該当する）投資会社がSPVに対して出資等をして当該SPVが投資対象先株式を保有する場合も、第16項(4)の適用対象になることを明確化すべきであると考ええる。
